

令和7年5月13日

環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書について（お知らせ）

環境影響評価法第3条の7第1項の規定により一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、事業者が作成した計画段階環境配慮書の縦覧及び公告に関する協力依頼がありました。ついては、次のとおり縦覧を行いますのでお知らせします。

1 川崎市施設における縦覧について

（1）縦覧期間

令和7年5月13日（火）から令和7年6月12日（木）まで

（2）縦覧場所

川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階、田島支所仮庁舎2階、幸区役所1階、
日吉出張所1階、中原区役所5階、川崎市役所本庁舎20階環境評価課

（3）縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※環境評価課のみ午後5時15分まで。

※幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分にも縦覧を行います。

2 事業者が行う公告等の内容について

（1）公告・公表日

令和7年5月13日（火）

（2）第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

氏名：ENEOS Power株式会社 代表取締役社長 香月有佐

住所：東京都千代田区大手町一丁目1番2号

（3）第一種事業の名称

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

（4）第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

ガスタービン及び汽力

（5）第一種事業により設置される発電所の出力

約75万kW

（6）第一種事業実施想定区域

神奈川県川崎市川崎区扇町12-1

（7）配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

縦覧方法：神奈川県・川崎市・横浜市の各施設及び事業者事務所（下記）、神奈川県・
川崎市・横浜市及び事業者のウェブサイト

神奈川県環境農政局環境部環境課

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課横浜駐在事務所（かながわ県民センター）

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課川崎駐在事務所（川崎県民センター）

川崎市環境局環境対策部環境評価課

川崎市川崎区役所

川崎市川崎区役所大師支所

川崎市川崎区役所田島支所

川崎市幸区役所

川崎市幸区役所日吉出張所

川崎市中原区役所

横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課

横浜市鶴見区役所

横浜市神奈川区役所

横浜市西区役所

横浜市中区役所

横浜市港北区役所

E N E O S 株式会社 川崎事業所

公表方法：神奈川県・川崎市・横浜市及び事業者のウェブサイト、読売・朝日・毎日・
日本経済（各神奈川県版）及び神奈川新聞の 5/13 朝刊

縦覧期間：令和 7 年 5 月 1 3 日（火）から令和 7 年 6 月 1 2 日（木）まで

- （８）配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
縦覧場所に設置または事業者ホームページからダウンロードした意見用紙に意見を
記載して郵送。

- （９）前号の書面の提出期限及び提出先その他当該書面の提出に必要な事項

提出期限：令和 7 年 6 月 1 2 日（木）まで（当日消印有効）

提出先：〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

ENEOS Power 株式会社 発電部 エンジニアリンググループ宛

必要事項：

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・提出の対象である計画段階環境配慮書の名称
- ・計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からのご意見
（日本語により意見の理由を含めて記載）

3 問い合わせ先

名称：ENEOS Power 株式会社 発電部 エンジニアリンググループ

住所：東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

電話：03-6257-7246（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ：<https://www.eneos-power.co.jp/news/>

4 その他

計画段階環境配慮書とは、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために
配慮すべき事項についての検討結果を伝えるものです。